

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

株式会社三菱ケミカルホールディングス
本店所在地 東京都港区芝五丁目 33 番 8 号
代表者名 代表取締役社長 富澤 龍一
(コード番号 4188)
問合わせ先 広報・IR 室長 中山 哲也
TEL 03(6414)4870

内部統制システム整備の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条の規定に基づき、内部統制システム整備の基本方針について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループ企業倫理憲章及びグループコンプライアンス行動規範を、当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
 - (2) 取締役は、取締役会規則その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (3) グループコンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括執行役員を置いて、その適切な運用・管理にあたる。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者を社長とし、グループ・リスク管理基本規程その他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、グループ戦略や経営資源の配分を決定(ポートフォリオ・マネジメント)するとともに、グループ中期経営計画、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その達成を図る。
- (2) 執行役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を進めるとともに、取締役会をはじめとする各審議決定機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を社内規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規則その他の関連規則に基づき、取締役会議事録、経営会議審議決定書、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを読覧できる体制を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンス、リスク管理をはじめとするグループ内部統制方針・システムを共有するとともに、グループ経営上の重要事項に関する報告・承認、グループ内部監査等を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役監査基準等に従い、経営上の重要事項(会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。)を監査役に報告する。
- (2) 監査役の要請に基づき、監査役付を置き、監査役の監査の補助にあたらせるものとし、監査役付の人事については、監査役の承認を得る。
- (3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査役と内部監査部門との連携、情報交換等を行う。

以上